

# 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会 「中間とりまとめ」の概要

平成23年10月

- 平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）では、税制を通じて住民自治を確立し、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととしている。
- 本研究会は、この住民自治の確立に向けた地方税制度の抜本的改革を進める上での諸課題について検討を行うために設置された。今年度は、「地域決定型地方税制特例措置の創設」、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」及び「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」について、集中的に検討を行ってきた。

## 第1章 地方税法に定める特例措置のあり方

～地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の創設～

### （1）地方税法に定める特例措置のあり方の見直し【資料1】

- 地方団体の自主・自立の観点から、地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止することにより、地方税制について国が定める範囲を縮小すべき。
  - その上で、国が地方団体に対して特例措置の実施を求める場合であっても、法律の定める範囲内で、地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組み（地域決定型地方税制特例措置）を導入すべき。
- （注）現行制度では、全国一律の特例措置しか認められていない。
- 今後、地方税法に定める特例措置の見直し等を行う場合には、地域決定型地方税制特例措置方式とすることを原則とすべき。

- 以上のような見直しを行うことにより、例えば、特定の施設等に係る固定資産税を軽減する特例措置に地域決定型地方税制特例措置を導入した場合、以下のような、地域の実情に即した政策の実施が期待される。

＜当該施設等をより普及させたい地方団体＞

当該施設等に係る特例措置を充実

＜当該施設等が十分に普及している地方団体＞

当該施設等に係る特例措置を縮減し、他の行政サービスを充実させるための財源を捻出

(2) 地域決定型地方税制特例措置における条例委任の考え方等【資料2】

- 「特例期間」(特例の適用期間)、「特例割合」(特例による減額の程度)について条例委任することを基本とすることが適当である。
- 特例割合等を条例に委任する際には、「法律で定める一定の特例割合等」及び条例で定める特例割合等の「上限・下限」を設けることが適当である。
- 地方交付税の基準財政収入額は、「法律で定める一定の特例割合等」に基づき算定することが適当である。
- 平成24年度税制改正から、地域決定型地方税制特例措置方式による特例の導入を検討することが適当である。

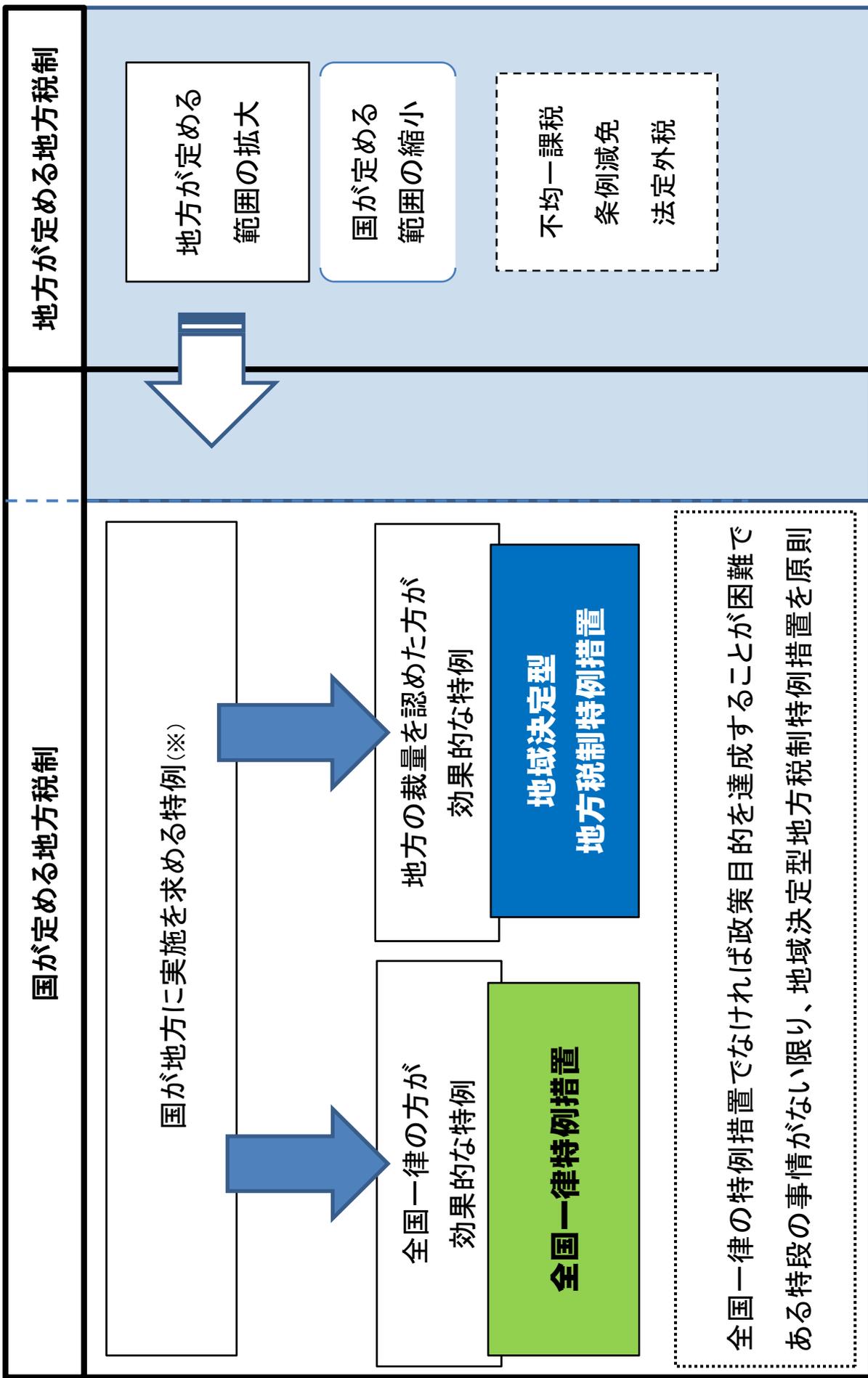
## 第2章 法定外税の新設・変更への関与の見直し

- 法定外税の新設・変更への関与の見直しの具体的内容を検討するに当たり、「法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性」、「手続面の関与」、「要件面の関与」の3つの論点を設定した。今後も引き続き議論を深めていく。
- 見直しの具体的な内容について、来年度の取りまとめにおいて示すこととしたい。

## 第3章 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

- 今後、社会保障財源としての消費税(国・地方)の充実を進めるに当たっては、「執行の責任の拡大」及び「住民の利便性の向上」等の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大を進めることが必要である。
- 地方団体の役割拡大の一つの具体的方策として、地方団体に対する申告書提出の制度化が、検討課題となる。検討に当たっては、徴税コストや体制整備など、実務上の論点を十分整理し、これらの課題解決に向けた道筋を明らかにすることが先決なのではないか。
- このため、当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、その上で、地方団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税・地方消費税の税率引上げや共通番号制度が実施される時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化について、改めて判断することが適当である。
- 地方団体の賦課徴収の更なる役割の拡大等についても、中長期的課題として検討すべき。地方消費税の税率決定権を各地方団体が保持する制度の導入についても、将来的な課題として研究を進めることが望まれる。

地域決定型地方税制特例措置の導入による地方税法に定める特例措置のあり方の見直し



※特定の政策目的を有する措置及び租税政策の観点から講じる措置

地域決定型地方税制特例措置における条例委任の考え方

特例措置の主要構成要素

**(①)税負担軽減の条件：特例対象)**

特定の対象物等の取得・保有  
特定の実施の支出の実施 等

**(②)税負担軽減の期間：特例期間)**

○年間、特例措置を継続

※期間の定めがないものもある。

**(③)税負担軽減の程度：特例割合)**

課税標準や税額から

一定額を減額 等

条例委任の対象

＜基本的考え方＞

これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点や、住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえ、条例委任は次の方法により実施。

- (1) 特例措置の主要構成要素のうち、特例期間・特例割合について条例委任することを基本とする。
- (2) 特例割合等を条例委任する際には、「法律で示す一定の特例割合等」及び条例で定める特例割合等の「上限・下限」を設ける。

- (3) (2)の上限・下限のあり方は、地域決定型地方税制特例措置方式を導入する個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討する。

※ 課税標準特例・税額特例の区別無く、地域決定型地方税制特例措置を導入。

※ 「法律で示す一定の特例割合等」は、「参酌すべき基準」と位置付けることを基本とする。